

良好な景観形成に向けた届出制度のご案内

道では、平成13年(2001年)10月に「北海道美しい景観のくにづくり条例」を制定し、広域景観づくりなど、本道の雄大な自然をベースにした北国特有の美しい景観づくりを推進してきたところですが、平成16年(2004年)に景観法が制定されたことを受け、景観づくりをより一層推進するため、法に基づく景観行政団体として平成20年(2008年)には「北海道景観条例」を施行し、「北海道景観計画」の策定を行っています。

この計画では、景観行政団体市町村の区域を除く北海道全域を「北海道景観計画区域」に指定し、この区域内で、一定の規模を超える建築物の建築等、工作物の建設等、都市計画法に基づく開発行為を行う場合は、事前に知事への届出が必要になります。

北海道の美しい景観の形成のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

事前相談のお願い

周辺の景観を著しく阻害する場合には、景観法に基づき、勧告や変更命令により、設計の変更などの必要な措置をしていただくことがあります。

そのため、届出の対象となる行為を行う際には、当該行為を行う区域の市町村又はその区域を所管する北海道の届出窓口へ、事前にご相談願います。

届出の必要な区域

北海道への届出が必要な区域は、**北海道全域**(ただし、景観行政団体市町村の区域及び、適用除外区域を除く)です。

なお、景観行政団体市町村の区域については、各景観行政団体市町村へお問い合わせください。

景観行政団体市町村 (令和6年(2024年)4月1日現在)

札幌市、旭川市、函館市、小樽市、釧路市、北見市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、長沼町、当別町、黒松内町、上富良野町、栗山町、東神楽町、中標津町、富良野市、伊達市、洞爺湖町、千歳市、弟子屈町、倶知安町、中富良野町、鶴居村、浜中町

適用除外の区域

- ・ニセコ町全域
- ・江差町の一部区域

勧告・協議基準、命令基準

次のいずれかに該当する場合は、勧告・変更命令の対象となります。

位置・配置や規模

- ・地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより周辺景観を著しく阻害するとき
- ・主要な展望地からの地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る位置や規模で建築物等を建設するとき
- ・地域の良好な景観資源の近傍地に景観資源に対する眺望を著しく阻害する位置や規模の建築物等を建設するとき

形態や色彩(意匠形態)

- ・地域の特性や周辺環境と調和を欠くとき
- ・外観にけばけばしい色彩を用いるとき
→特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するときは命令基準が適用されます
- ・建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させるとき

敷地の外構、その他

- ・敷地の外構が周辺景観と調和を欠くとき
- ・良好な景観形成上重要な樹木を伐採するとき

届出が必要な行為と規模

次の行為の種類と規模となる場合は、工事着工の30日前までに届出が必要となります。

		一般区域		羊蹄山麓広域景観形成推進地域	
		近商、商業、 準工業、工業、工専	左記以外の区域	近商、商業、 準工業、工業、工専	左記以外の区域
建築物	新築又は移転	H>20m 又は A>3,000 m ²	H>13m 又は A>2,000 m ²	H>13m 又は A>2,000 m ²	H>10m 又は A>1,000 m ²
	増築又は改築	増改築により上記対象面積を超える場合 ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10 m ² 以下 の場合は対象外			
	外観を変更する修繕、模様替、 色彩の変更	新築又は移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、 模様替、色彩の変更を行うもの			
工作物	新設又は移転	さく、塀、擁壁等	H>5m		H>5m
		鉄筋コンクリート造柱、 鉄柱、木柱等	H>15m		H>10m ※建物と一体となって設置される場合は、 工作物の高さ5mかつ地盤面からの 工作物の上端までの高さが15mを超えるもの
		風力発電設備	※建物と一体となって設置される場合 は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの 工作物の上端までの高さが15mを超えるもの		
		煙突その他これに類するもの	H>13m ※建物と一体となって設置される場合 は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの 工作物の上端までの高さが13mを超えるもの		
	物見塔それらこれに類するもの	H>13m ※建物と一体となって設置される場合 は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの 工作物の上端までの高さが13mを超えるもの		H>10m 又は A>1,000 m ²	
	彫刻、記念碑等	H>13m 又は A>2,000 m ²			
	観覧車、コースター等				
	自動車車庫等の用に供する立体施設				
	アスファルトプラント等製造施設				
	石油、ガス、穀物、飼料等処理施設				
汚物処理施設、ゴミ焼却施設等					
太陽電池発電設備	H>5m 又は A>2,000 m ²		H>5m 又は A>1,000 m ²		
増築又は改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10 m ² 以下の場合は対象外				
修繕、模様替	新設又は移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様 替、色彩の変更を行うもの				
開発行為	S>10,000 m ² 又は 法面・擁壁 H>5m		S>5,000 m ² 又は 法面・擁壁 H>5m		

H：高さ A：延べ面積（工作物は築造面積） S：開発区域面積

行為の届出等に係る書類

届出の際は、次の書類を提出してください。

(1) 建築物の新築等又は工作物の建設等

- ① 景観計画区域内における行為の届出書又は通知書
 - ・ 届出書
 - ・ 通知書
- ② 位置図、周辺図（原則、A3判用紙で縮尺は1/2,500以上）
建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
- ③ 周辺写真（原則、A4判又はA3判用紙に貼付し、撮影位置及び方向を明示）
当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真
- ④ 配置図（原則、A3判用紙で縮尺は1/100以上）

当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

⑤ 立面図（原則、A3判用紙で縮尺は1/50以上）

建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図、マンセル表色系により表示

⑥ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書

⑦ その他参考となるべき事項を記載した図書

- ・ 太陽電池・風力発電設備景観形成配慮事項チェックリスト
- …太陽電池発電設備又は風力発電設備の建設等の場合

(2) 開発行為（都市計画法第4条第12項）

① 景観計画区域内における行為の届出書又は通知書

- ・ 届出書
- ・ 通知書

② 区域図、周辺図（原則、A3判用紙で縮尺は1/2,500以上）

当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面

③ 周辺写真（原則、A4判又はA3判用紙に貼付し、撮影位置及び方向を明示）

当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示すカラー写真

④ 設計図又は施行方法を明らかにする図面（原則、A3判用紙で縮尺は1/100以上）

⑤ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書

⑥ その他参考となるべき事項を記載した図書

届出をした内容を変更しようとするときは、あらかじめ次の書類を提出してください。
通知の場合、変更届は不要ですが、届出をした振興局に変更内容をご連絡ください。

(3) 当初の計画を変更する場合

① 景観計画区域内における行為の変更届出書

- ・ 届出書

② (1) ②～⑤及び⑦、(2) ②～④及び⑥のうち、変更の内容の説明に必要なもの

③ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書

行為の規模が大きく、上記縮尺でA3判用紙に入りきらないときは、適当な縮尺としてください。

※著作権を有する法人の地図等を利用する場合には、利用手続等を経てください。

届出方法等

- | | | |
|--------|-----------|----------------------------|
| ① 提出部数 | ○書面の場合 | …… 1部 |
| | ○電磁的記録の場合 | …… データの形式 (Word、Excel、PDF) |
| ② 提出方法 | ○窓口へ直接提出 | …… 書面のみ |
| | ○郵送 | …… 書面のみ |
| | ○電子メール | …… 提出先：「北海道の届出窓口」を参照 |

※ 電子メールの送信データ量は、「10MB」以内で分割送信可

北海道の届出窓口

管内	連絡先	
空知	空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課 E-Mail : sorachi.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp	TEL : 0126-20-0069 (直通) FAX : 0126-23-2253
石狩	石狩振興局産業振興部建設指導課 E-Mail : ishikari.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp	TEL : 011-204-5804 (直通) FAX : 011-232-1022
後志	後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課 E-Mail : shiribeshi.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp	TEL : 0136-23-1375 (直通) FAX : 0136-22-0905
胆振	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課 E-Mail : murorandoboku.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp	TEL : 0143-24-9595 (直通) FAX : 0143-23-8050
日高	日高振興局産業振興部建設指導課 E-Mail : hidaka.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp	TEL : 0146-26-7990 (直通) FAX : 0146-22-7518
渡島	渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設指導課 E-Mail : oshima.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp	TEL : 0138-47-9468 (直通) FAX : 0138-47-9208
檜山	檜山振興局産業振興部建設指導課 E-Mail : hiyama.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp	TEL : 0139-52-6630 (直通) FAX : 0139-52-4643
上川	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課 E-Mail : kamikawa.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp	TEL : 0166-46-5949 (直通) FAX : 0166-46-5209
留萌	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設指導課 E-Mail : rumoikenkan.kenshi@pref.hokkaido.lg.jp	TEL : 0164-42-8452 (直通) FAX : 0164-42-5782
宗谷	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設指導課 E-Mail : soya.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp	TEL : 0162-33-2959 (直通) FAX : 0162-33-2530
オホーツク	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設指導課 E-Mail : abashiri.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp	TEL : 0152-41-0644 (直通) FAX : 0152-43-7956
十勝	十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設指導課 E-Mail : tokachi.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp	TEL : 0155-26-9051 (直通) FAX : 0155-23-5325
釧路	釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課 E-Mail : kushiro.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp	TEL : 0154-43-9194 (直通) FAX : 0154-41-1226
根室	根室振興局産業振興部建設指導課 E-Mail : nemuro.kenshi1@pref.hokkaido.lg.jp	TEL : 0153-23-6835 (直通) FAX : 0153-23-6217

※ 詳しくは、こちらのホームページをご覧ください。 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikantodokede.html>